

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年4月まで

私は60歳になるまで漏れなく国民年金保険料を納めてきたのに、年金特別便で未加入期間があることを知った。妻が毎月夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきており、妻に保険料の未納は無く、私が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度発足当初に国民年金に加入して以降60歳に到達するまで申立期間を除いて保険料を未納無く納付している。また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も制度発足から60歳到達まで保険料を完納しており、申立人及びその妻の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間直前の昭和50年7月まで申立人及びその妻が同一日に保険料を納付していたことが印紙検認記録により確認でき、申立人の妻が申立人の保険料と一緒に納めていたとの主張には信憑性<sup>びよう</sup>がある。

加えて、申立人は昭和50年8月1日に国民年金資格を喪失したと記録されているが、申立人にその覚えが無いばかりでなく、当時、国民年金の強制加入対象者であった申立人が被保険者資格を喪失するような客観的な理由や周辺事情も見当たらず、申立期間が未加入期間とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年3月まで  
② 昭和49年4月から51年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、父親か母親が家族3人（父母及び私）分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の父親か母親が家族3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずとしているが、申立人は自分も納付に行ったことがあるとしている程度で保険料の納付にほとんど関与していない上、申立人の両親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間①については申立人の両親とも未納であり、申立期間②については昭和50年4月から同年9月までの期間を除いた1年6か月間が申立人の両親とも未納である。その上、申立期間①及び②の間の2年間については申立人の父親は納付済みであるが、申立人の母親は1年3か月間が未納となっていることから、申立期間当時、家族3人が一緒に国民年金保険料を納付していたとは必ずしも言えない状況がみられ、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 56 年 3 月までの期間、56 年 7 月から 60 年 2 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 7 月から 60 年 2 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 54 年 12 月に会社を退職して実家に戻り、その直後は国民年金保険料を納めなかったこともあったが、それを除いて母親が町内会の集金で保険料を納めていたはずである。また、納めていなかった期間については、その後母親が市役所で納めてくれた。

さらに、昭和 59 年 4 月から 60 年 2 月までの期間について免除となっているが保険料免除の申請をした覚えは無く納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は実家に戻った直後に国民年金保険料を納付しなかった期間があるが、申立人の母親が未納であった保険料をさかのぼって納付したと述べている。しかし、その際受け取ったとする領収書によれば、納付期間は昭和 60 年 3 月及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間であり、納付金額も記録されている納付期間の所定の保険料額と合致しており、納付記録との齟齬は無い。

さらに、領収書の納付日付は平成 7 年 3 月 30 日であり、この時点で上記の納付期間は、記録上、免除期間であったため、追納することが可能であったが、申立期間は時効により保険料を過年度納付することができない期間である。

加えて、申立人は申立期間②の一部について免除申請を行っていないと述べているが、平成 7 年 3 月 30 日にその直後の昭和 60 年 3 月及び同年 7 月から

61年3月までの期間の保険料を納付していることから、当該期間については免除承認を得ていたと考えるのが自然であり、申立人の母親はこの時点で制度上追納（申請免除期間の保険料追納期限は10年間）できるすべての保険料を納付したものと推認される。

そのほか、申立期間は合わせて63か月と長期間であり、納付金額の記憶も不明であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 3 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 11 月から A 事業所で勤務した。私が転居した関係で同事業所を辞めたが、正社員の機械調整工として勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述等から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、当時の同僚等は、「申立人は A 事業所で勤務していたが、勤務期間は思い出せない。」等と供述し、同事業所から会社資料の提出が無いことから、申立人の同事業所における勤務期間について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについて、同僚等の供述も得られない上、A 事業所は昭和 60 年に全喪しており、事業所関係者は「当時の人事記録、社会保険等関係資料は焼却した。」と供述していることから、事業所資料により保険料控除を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月16日から同年8月1日まで

私は、昭和25年4月、A社に採用となり勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。保険料は間違いなく控除されていたはずであるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の複数の同僚が「当時は、採用後に試用期間があった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA社が保管する同社作成の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人の被保険者資格取得日は、いずれも昭和25年8月1日となっており、事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、A社は当時の経理、社会保険等関係資料は現存していないとしていることから保険料控除を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 石川厚生年金 事案 200

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 1 日から 19 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所にある名寄せ台帳では、私と同姓同名で、私が A 社に入社した同一時期の加入記録があるが、記号番号が異なっているとのことである。私の基礎年金番号は、A 社の後で勤務した B 社からの記号番号であり、A 社へ入社した時の記号番号は異なっているはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の A 社における勤務等の状況について具体的に述べているとともに、同社が作成した職歴証明書を提示して、申立期間に同社に勤務していたと主張しているが、同証明書が作成された当時の事情等から判断すると、申立人の同社での勤務実態については明確には確認できない。

また、A 社は、平成 6 年 6 月、厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない上、当時の代表取締役の妻は「夫も既に亡くなっており、会社関係資料は一切残っていない。」と供述しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除等に関する事実の確認ができない。

さらに、申立人は、当時の同僚等についての記憶もあいまいであるところ、申立期間当時における A 社の被保険者資格者への確認を試みたが、いずれも既に死亡している者や連絡先不明者であることから、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることができない。

加えて、申立人が主張する同姓同名の者の厚生年金保険の記号番号については、昭和 19 年 11 月 1 日に払い出された記号番号であり、その当時、申立人は B 社に勤務していることから、当該記号番号は、申立人が A 社に入社した時に

払い出された記号番号では無いことが明らかである。

そのほか、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 石川厚生年金 事案 201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 9 月 7 日から平成元年 3 月 1 日まで  
②平成 2 年 11 月 21 日から 3 年 11 月 21 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社。）に派遣社員登録をし、C社へ派遣され経理事務に従事していた。厚生年金保険に加入していたと認識しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、D社にパートとして1日6時間勤務し経理事務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、E社（A社事業部が分離、法人化）が発行した在職証明書、同社が保管している労働者派遣契約書及び雇用契約書により、申立人は、申立期間においてA社に派遣社員登録していたことが認められる。

しかし、雇用契約書に厚生年金保険被保険者資格条項である「社会保険掛金」の記載があるのは、平成元年6月1日以降の雇用契約書であることから、申立期間においては、厚生年金保険料の控除は行われていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者証番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

申立期間②については、申立人は、当時の勤務状況について具体的に述べるとともに、当時の事業所関係者からも、申立人の勤務状況についての供述が得

られている上、申立期間に係る雇用保険被保険者資格を有していることから、申立期間においてD社に勤務していたことが認められる。

しかし、D社は、平成6年1月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時関与した税理士事務所も「資料は残っていない。」と回答していることから、会社関係資料の確認はできないが、当時の事業所関係者は、「申立人は勤務も短時間で、雇用はパートで正社員では無かったと記憶している。厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たしていなかった者は、加入させていなかったはずである。」と述べていることから、申立期間においては、厚生年金保険料の控除は行われていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者証番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

このほか、申立人は、申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 11 月 15 日まで

私は、昭和 45 年 5 月 1 日から同年 11 月 15 日まで、A 事業所で臨時補充員として勤務していた。当時、同じ臨時補充員として勤務していた同僚は、厚生年金保険に加入しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の最終勤務地である B 社 C 事業所発行の在職証明及び人事記録により、昭和 45 年 5 月 1 日から臨時雇として A 事業所（現在は廃止）に勤務し、同年 11 月 16 日に正規職員となっていることが確認できる。

しかし、D 社（A 事業所の後継会社）では、「当時の A 事業所の採用形態は、通常、臨時雇、臨時補充員、事務員を経て本採用されていた。厚生年金保険への加入は臨時補充員から加入させ、臨時雇は加入させていなかった。」と供述しており、申立期間の場合、申立人は臨時補充員ではなく、臨時雇であったため、厚生年金保険に加入していなかった可能性が高い。

また、D 社では、申立人の厚生年金保険料控除等に関する事実について確認できる資料は残っていないとしており、当時の同僚等からも申立を裏付ける供述等は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 31 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 5 月 31 日から A 社 B 工場に勤務したが、厚生年金保険の加入が 32 年 4 月 1 日からとなっていることに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、及び申立人が所持している退職金明細書に記入された入社日から、申立人が申立期間に A 社 B 工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社 B 工場の厚生年金被保険者名簿において、資格取得日が同じ昭和 32 年 4 月 1 日となっている元従業員を調査したところ、回答が得られた 5 名全員が、採用日と厚生年金保険資格取得日に 10 か月以上の相違があることから、同工場は、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、保険料控除をうかがわせる同僚等の供述も得られない上、A 社 B 工場にも、当時の社会保険等関係資料は残っていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 石川厚生年金 事案 204

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から34年4月1日まで

私は、A事業所に正職員として採用され、昭和30年11月から勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、34年4月1日からとなっており、申立期間について厚生年金保険の加入記録がないことに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から申立人に退職時に手渡された感謝状には、「昭和30年11月以来勤務」と記載されていること、申立人の雇用保険の記録は、昭和30年12月1日資格取得となっていること、及び当時の同僚等の供述から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所には、厚生年金保険料控除等に関する資料は残っていない上、当時の事務担当者は死亡しており、当時の同僚からも、厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述は得られない。

また、申立人の当時の同僚3名の厚生年金保険への加入状況を調査したところ、2名については、A事業所勤務以前から、既にB事業所（A事業所の関連事業所）の厚生年金保険被保険者として加入していた（当時、C市内の関連事業所の職員については、各事業所からの届出に基づきB事業所が同事業所の厚生年金保険被保険者として、加入手続きを行っていた。）が、未加入であった1名については、申立人と同様に採用後に厚生年金保険の未加入期間があり、A事業所では、採用職員の経歴により、厚生年金保険に直ちに加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者証番号は順番に払い出されており欠番は無く不自然な点は見られない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。